

平成 22 年 8 月 25 日

各 位

東京都品川区東品川 3 丁目 32 番 42 号
株 式 会 社 J A L U X (ジ ャ ル ッ ク ス)
代表取締役社長 横尾 昭信
(東証 1 部 コード番号 : 2 7 2 9)
お問い合わせ先 執行役員 経営企画部長 曾我 英俊
(T E L 0 3 - 6 3 6 7 - 8 8 2 2)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 25 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、同第 238 条及び同第 240 条の規定に基づき、取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行することを下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、当社取締役の会社業績や株式価値向上への貢献意欲や士気を高めるとともに、株主との利害の共通化を図り、企業価値の一層の増大を図ることを目的として、新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社 JALUX 第 2 回 新株予約権

(2) 新株予約権の総数

150 個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約数の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 4 名（社外取締役を除く）に対し、合計 150 個を割り当てる。

(4) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

かかる調整は当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で適切に調整を行う。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価格を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、以下の算式及び②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

① 1株当たりのオプション価格 (C)

② 株価 (S): 平成22年9月24日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

③ 行使価格 (X): 1円

④ 予想残存期間 (t): 2.5年

⑤ ボラティリティ (σ): 2.5年間(平成20年3月25日から平成22年9月24日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

⑥ 無リスクの利子率 (r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦ 配当利回り (λ): 直近年度の配当総額÷上記②で定める株価

⑧ 標準正規分布の累積分布関数 ($N(\cdot)$)

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が、当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺する。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年9月25日から平成52年9月24日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予

約権を行使することができる。

- ② 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
- ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

当社は、以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について、当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について、当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(12) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編行為にかか

る吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(4) に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(7) に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(9) に準じて決定する
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の行使の条件
(8) に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得条項
(10) に準じて決定する。
- (13) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (14) 新株予約権を割り当てる日
平成22年9月24日
- (15) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
新株予約権証券は発行しないものとする。

以上